

第38回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年7月13日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所第1裁判員候補者待機室

3 出席者

（委員）

岡本昌子，角田敦志，神田尚子，北村さゆり，小嶋信婦，高見 彰
村上正治，森本泰介，吉田雅信，長谷川彰，上野正晴，石井寛明，
齋藤正人

（事務担当者等）

石井 寛，水田正士，加瀬大介，福西祥一，梅村哲也，上田信聡，
三宅秀明，阿部和臣，周参見美奈子

4 議題

裁判員制度の現状と課題について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 裁判員制度の現状と課題の説明

(4) 意見交換

京都地方裁判所における裁判員制度の現状と課題について、事務担当者等から説明があった後、以下のとおり質疑応答があった。

《発言者：●=委員長，○=委員，□=プレゼンター等》

- 今日、御意見をいただきたいと思っておりますのは、裁判員制度に関し、参加いただけない方が次第に増えてきた実情についてです。この制度は、平成21年5月からスタートして来年で10年になります。最初の頃はマスコミでも報道され、関心の高まりがありましたが、だんだん普通の裁判という感じになってきて、馴染んできたという意味ではいいのかもしれませんが、逆に関心が薄れてきた面もあります。出席率低下の原因については、仕事上の問題、非正規雇用等が増えて簡単に休めない、裁判の審理日数が長くなってきており、そんなに長くは関与できないなど色々な要因があると思っております。先ほどのプレゼンに原因分析報告書の話が出てきましたけれども、全国的にもその分析がされて報告されているところです。その内容も踏まえ、皆様の率直な御意見や御提案をいただきたい。要するに、参加してみたいという人をどのように増やしていくか、参加したいけれどもできない人の障害をどのように取り除き、参加できないという人をどう減らしていけばいいのか、様々な角度からお話をいただけたらと思います。御質問も含めて何でも結構ですので、よろしく申し上げます。

- この「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」という書面は、以前からありましたか。
- これからお送りしようと思っているものです。
- 雇用主としては、従業員が裁判員に選ばれた場合は、できるだけ裁判員裁判に参加できるように応援したいとは思っています。例えば、安全講習を受けていれば免許証に安全講習を受けましたという印鑑を押していただくようなことがあります。裁判員についても、参加に向けて応援をした場合には、裁判所のホームページ上にこの会社が協力したということを表示していただくなど、会社への認定マークのような、何かそういう目に見えるものがあればよいと思えます。
- 裁判員になられた方には、所長名の感謝状と裁判員マークのバッジをお渡ししております。また、選任手続に来られた方には、お礼状をお渡ししています。
- その方が属しておられる会社に対しては、何もございません。
- 「裁判員になることを負担に感じている皆様へ」と「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」という書面は、今後利用されるものですか。全国的な取扱いですか。
- 全国的な取扱いとして、出席率の低下への対応策の一つとして作成しているものです。

- 裁判員は選挙権のある者の中から選出されるということですが、選挙権の年齢が18歳以上に変わったことで、高校生で裁判員に選ばれる可能性も出てきます。そうすると学校教育の中で裁判員制度について教えていくことが大切だと思います。裁判所の方が学校等に出向いて教育する機会を作っていたきたい。
- 選挙権の年齢が変わりましても、裁判員については20歳以上の方が対象です。ただ、裁判員制度への理解と協力を得る上で、学校教育は大事だと思います。弁護士会と裁判所で高校生を対象とした模擬評議を行ったり、法廷傍聴に来た学生に積極的に声掛けをして質問に答えたりするなど、裁判への関心を高める取組もしています。
- 法教育については、我々もたいへん大事であるという認識を持っていますし、検察庁も弁護士会もそれぞれ法教育を行っていただいています。法曹三者が共同で、あるいはそれぞれの立場で法教育活動を進めておりますが、まだまだ遅れています。また、制度発足当初は、会社を訪問して制度の説明をさせていただいたのですが、最近は御要望も少ない上、裁判所側も積極的に出かけられておらず、なかなか会社への説明もできていないところです。御要望がありましたら、皆様のところにも裁判官に出向いてもらいます。
- 「裁判員制度」のパンフレットの中に書かれている「国民のみなさんが参加することによって、一人ひとりの感覚や経験に根ざした、新鮮で多様な視

点が裁判にもたらされます」という部分をもっとアピールすべきだと思います。そういう意識があれば、選ばれたからには一所懸命事件に対して取り組み、法曹界の方の意見と一般の者の感覚や意見が交換されて新しい価値観が出てくると思いますし、より良い裁判の実現に貢献したいという気持ちにもなると思います。

- 「あなたしかできない」というのであれば、もっと時間を割いてでも行こうという気持ちになるんじゃないかなと思いました。
- 評議を担当する裁判官の立場から申し上げますと、今の意見は、とても実感しているところです。私たちにない視点から意見を述べていただくことが実にたくさんあり、判決文の中にそのまま引用することもあります。
- 裁判員をしていただいた方のアンケートを見せてもらうと、「最初は、裁判のことはわからないし、裁判員もやりたくなかったけれど、行ってみると意外と裁判所は敷居が低く、裁判官と普通に話げできた。結構意見が言えるし、いろんな人がいろんな立場から意見を言って良い議論ができた。良い結論を出すことができ大変満足しています。」という意見が8，9割を占めています。実際に経験していただいた方には、参加してよかったと思ってもらえています。問題は、裁判所に来ていただく前に、行ってみようと思ってもらえるようなアピールの仕方を考えることです。

例えば、審議日数との関係でいうと、何日くらいなら許容範囲なのか、何

日を超えたら難しいのかというところも含めて議論をお願いします。

- 最近では、裁判が長期化する傾向があり、100日を超えるものもありますが、当初から日数は想定されているのですか。
- 公判が始まる前に日程をきっちり決めています。
- 年間約200日強の勤務のうち、裁判が100日となりますと、気持ち的には参加したくても実際は無理かなと思います。所属の職員の中で裁判員を10日間経験した者が1名おりましたが、特別休暇を使いつつ、残業をして仕事のやりくりをしていたようです。やはり裁判の日数は、障害になっていると思います。5日位ならなんとかかなるけれど、10日以上となると厳しいと思います。
- 実際は、4日から6日が一番多いです。それも連日ではなく、一週間のうち、間に休みの日を入れたりして、参加していただきやすい日程を組んでいます。
- 5日間連続よりは期間は伸びますが、間に休みがある方が参加しやすいと思います。
- 10日以上かかるのは大きな事件であり、そのような事件の数は少ないと思います。昨年は6月から11月まで、38日の公判に加え評議が何日もある大きな事件がありました。多数の辞退者を想定して、900人以上に呼出状を出し、裁判員6名、補充裁判員を上限の6名選びました。一人お辞めに

なっただけで、皆さん最後まで来ていただきました。

- 年齢も様々ですか。
- 様々でした。有名な事件だったから、やる気というか意欲を持っていただけたのかもしれませんが。
- 有名事件の方が参加した実感がありますね。例えば、アメリカには陪審制度があり、同じような悩みがあるのではないかと思います。そのあたりのリサーチはされていますか。
- リサーチしております。アメリカでは、陪審制度に関する教育がなされているほか、ホームページを作成し不安や心配を解消するような情報を与えています。また、呼出しの工夫、待遇・日当の改善、施設の改善、待ち時間の削減などがあるようです。イギリスの陪審制度の見学に行きましたが、陪審員の待合室では、待ち時間が長くてもみんな義務とっていていろいろと工夫しながら待機されていました。不満が出るということは、見ている限りなかったです。
- 裁判員となって重大事件を扱うとなると、被告人・被害者両方の人生に影響を与えることになると思います。裁判員をしたことの充実感は得られると思いますが、中には後悔する人もいると思います。そういう人のための精神的ケアとしてのカウンセリングなどはありますか。
- ございます。専用の電話相談システムがあり、24時間カウンセリングが

受けられます。人を裁くことへの不安感や責任の重さを気にされる方もいらっしゃると思いますが、チームで話し合ったベストな結論なので一人で背負い込まないようにと申し上げています。

- 例えば、その後の死刑執行の際にもカウンセリングを受けられますか。
- 無期限で相談できます。
- 平均審理日数が年々延びているのは、裁判が複雑になったからなのか、それとも犯罪が凶悪になったからですか。
- そういうわけではありません。これまで、裁判員裁判をやってきた経験を踏まえ、裁判員の負担にならないように審理を午後3時までにしたり、充実した評議を行いたいという意見に応えるため日数を多くしたりした結果、制度開始当初より若干長くなっています。ゆとりある審理とコンパクトな審理とのバランスをうまく取りたいと思っていますところでは。
- 制度開始当初は、裁判員に来ていただく日数、期間をできるだけ減らそうという方向で行って行っていました。証人尋問なども絞り込んで、日数を短くしていたのですが、裁判員裁判終了後のアンケートでは、もう少し証人の話を聞きたかった、事件の背景事情を知りたかった、もっと議論したかったという意見が多かったことや、裁判員の負担を考慮して、尋問時間や評議をゆったり目にするようになったのです。これが日数の延びた大きな原因であると思われれます。しかし、あまり期間が長くなりすぎると参加していただくのが難

しくなるので、そこのバランスをどうするか模索しているところです。

- 辞退された方の年齢・職業や男女比のデータはありますか。
- 正確なデータが今手元にあるわけではありませんが、実際に担当している実感としては、まんべんなくどの世代でも辞退者が多いと感じています。会社員の方でも辞退せずに残ってくださる方が多いので、京都では企業の方の理解があるのかなと個人的に思います。
- 日本全体が人手不足の中で、従業員が裁判員裁判のため長期間仕事を抜けるとなると、企業側としては辛いところです。しかし、一方で企業としての責任もあるから、従業員を参加させたいという気持ちもあります。仕事と裁判との調整を図る余地はあるのですか。
- 一人一人面接して、何段階かで辞退していただけるシステムになっています。辞退については、柔軟に認めています。
- 会社としても、できるだけ参加させたいとは思いますが。
- 裁判所としては、辞退したい人に無理に参加していただくつもりはありません。勤務先と候補者御本人とがうまく融通がついた場合に参加していただけるとうれしいです。
- 以前は、午前中に裁判員に選任して午後から審理に入るという形でしたが、そうすると仕事の調整をする時間がないという人が多かったので、今は、前の週に選任手続だけをして翌週から審理を始める流れにしています。

- 会社が応援しようとなると、やはり何かメリットが必要です。例えば、裁判所のホームページに従業員が裁判員になった会社のリンクを貼っていただけるようなことがあれば、会社としてはありがたいです。従業員の休みを確保して送り出したい、応援したいという気持ちになります。
- おっしゃることはわかりますが、裁判所の立場上なんとも言えないところ
です。
- 裁判員になることへの義務感が浸透する前に、みんなもう馴染んできて飽きてきたのかなという気がします。制度発足当初、なぜ高い出席率だったのかを考えると、キャンペーンを盛んにやっておられたことが大きいと思われるので、ああいうことは続けていくべきだと思います。義務感に関しては、学校教育とかで浸透させていくしかないでしょう。裁判所としては、出席率が何パーセントあればよいとお考えですか。
- 何パーセントあれば、というのはいろいろな人がいろいろと考えているところで、はっきりした数字は持ち合わせていませんが、審理を開くための人数が確保できないというのも困りますし、せっかくお越しいただいたのに、ほとんどの方が選任されないというのも好ましくありませんので、そのあたりのバランスをしっかりと考えていきたいと思います。
- 学校側の立場としては、これからの子ども達が裁判員を経験するときに、これが本当に意味のあるものだと思えるような指導をしていくべきだと思います。

ます。学校教育の中にも法教育が入ってきており，そこで裁判員経験者の生の声を聞かせると子ども達も理解しやすいと思います。裁判官が学校へ出向いて説明するよりは，教師に説明させるべきです。経験者の積極的な意見や感想も盛り込んだ指導用の資料をいただければ，1時間くらいは授業できるのではないかと思います。

- 学校の先生方が法廷見学をされる機会もありますし，その際に裁判官から説明させていただく機会もあります。
- 裁判員制度ができて10年経って1600人近くの方が裁判員の経験をされているわけです。是非，裁判員経験者の生の声を守秘義務に反しない範囲で聞きたいと思います。経験者から直接，裁判員制度のことや体験談を聞く方が刺激になると思います。OB経験者の会というものもあるようですので，裁判所から声掛けをするなど，いろいろ工夫はあると思いますが，そういうお考えはありますか。
- 経験者から話してもらうことが有益であることはおっしゃるとおりで，お願いはしているのですが，なかなか難しいところもあります。

本日は，貴重な御意見をいただきありがとうございました。皆様からいただいた御意見は，裁判員制度の一層の充実・発展のために生かしていきたいと思えます。

(5) 次回のテーマ

裁判所における障害者等への配慮について

(6) 次回開催日

平成30年11月28日（水）